

お得で便利!



会員カード特典!!

使ってお得なマルアイの **Maica**
マイカ

入会金
無料

年会費
無料

入会申込書に必要事項をご記入
頂くだけでカードを即発行!
入会金・年会費は無料!
発行して直ぐにご利用になれます!



電子マネー
マイカペイ

カンタン
お申込み
即時発行

お得な特典!

- 特典1** お買い上げ200円(税抜)ごとに1ポイント進呈!
- 特典2** マイカペイでのお支払い時はさらに1ポイント進呈!
- 特典3** 500ポイント貯まると500円分のお買物券進呈!

株式会社マルアイ 会員規約

1.本規約の目的

本規約は、株式会社マルアイ（〒675-0003 兵庫県加古川市神野町神野 225 番地 1 以下「当社」という）が発行する会員カード（以下「マイカ」という）について規定するものであり、マイカ会員（以下「会員」という）がマイカを利用するにあたり、本規約が適用されるものとします。なお、マイカのサービスに付帯、または、関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて別に定める規約が適用されるものとします。

2.会員

会員とは、本規約を承認の上、当社に入会申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。入会時に提出された申込書は、当社の責任において管理を行い、返却は行わないこととします。

3.カードの貸与と取扱

(1) 当社は、原則会員 1 名につき、1 枚のマイカを発行し貸与するものとします。カードの所有権は当社に属します。

(2) 会員は、マイカを貸与された時は、直ちにマイカの署名欄にサインを行い、会員管理の下、マイカを利用し、保管するものとします。

(3) マイカは署名欄にサインされた会員本人のみが利用できるものとし、他人への貸与・譲渡などは一切できないものとします。

(4) 会員は、マイカの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることは、できないものとします。

4.マイカの発行料

マイカ発行に伴う発行料は、当社負担といたします。

5.届出事項の変更

(1) 会員は、住所、氏名、電話番号等の変更があった場合は、速やかに当社所定の手続きを行うものとします。

(2) 会員は、前項の変更届出を怠った場合に、当社からの案内、その他送付書類が延着または未着となっても、異議ないものとします。

6.マイカの紛失・盗難

(1) 会員は、マイカを紛失した場合や、盗難にあった場合、直ちに当社に申し出て、所定の手続きを行うものとします。

(2) 会員がマイカの紛失・盗難等を申し出てから、当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、第三者により不正利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

7.マイカの再発行

紛失・盗難・毀損・滅失等、会員に帰責事由が存する理由により、会員がマイカの再発行を希望した場合には、当社所定の手続きを頂いた上で、再発行するものとします。この場合、会員は当社所定の再発行料を支払うものとします。

8.退会・会員資格の喪失および利用停止等

(1) 会員の都合により退会する場合は、当社所定の届出をするとともに、マイカの返却をするものとします。

(2) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により、会員資格を取消すことができるものとします。この場合、当社は事前の通知催告を要せず、会員によるマイカの利用を、直ちに中止させることができるものとします。

- ①マイカを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
- ②マイカを不正に使用・利用した場合。
- ③申込書等に記載した事項が事実と異なる場合。(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます)
- ④その他、会員が本規約に違反した場合。
- ⑤上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

(3) 前項の場合、会員であった者は当社の指示に従い、マイカを返却するものとします。

9.反社会的勢力の排除

会員は、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ等、もしくは特殊知能暴力集団、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

①自己もしくは第三者が不正に利益を図る目的、または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

10.マイカのサービス提供

(1) 会員は、当社対象店でマイカを利用し、サービスの提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・JR券・たばこ・その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。

(2) 一部利用対象外店舗があります。

(3) 一部対象とならない売場があります。(催事や、自販機などのマイカ対応レジにて精算を行わない売場)

(4) 会員が当社直営店においてマイカを利用し、サービスの提供を受ける場合に利用できるマイカの枚数は、1枚に限ります。また、マイカとその他カードおよび、クレジットとの併用はできないものとします。

(5) 会員は、当社が提供する付帯サービスおよび、特典利用に関する規約がある場合には、これに従うものとします。

1.1. 個人情報の収集・利用

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に当社に届け出た事項および、マイカのサービス利用履歴等の情報（以下「個人情報」という）を、当社がマイカ会員規約に定める、「マイカ個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行った上で収集・利用することに同意するものとします。

1.2. 規約の変更

当社は、当社所定の方法により、会員に対し事前に変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がマイカを利用した時、または告知以後異議なく1ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

1.3. マイカのサービスの終了

当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、マイカのサービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化。
- (2) 法令の改廃。
- (3) その他当社のやむを得ない都合による場合。

1.4. 通知の到達

当社が会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電話、電子メール等の方法を用いる場合には、当社は会員から届けられた住所、電話番号、または、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。

1.5. 業務委託

当社は、本規約に基づくマイカのサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

1.6. 準拠法

会員と当社の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法によるものとします。

1.7. 合意管轄裁判所

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

1.本規約の目的

本規約は、株式会社マルアイ（以下「当社」という）が発行するマイカに付帯するポイントサービス（以下「マイカポイント」という）について規定するものであり、会員がマイカポイントを利用するにあたり、本規約が適用されるものとします。なお、マイカポイントに付帯、または、関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて別に定める規約が適用されるものとします。

2.ポイントの加算

(1) 当社対象店舗においてレジにて精算の際、マイカを提示した場合は、1回のお買い上げ金額 200 円（税抜）につき 1 ポイントが加算されます。

(2) レジにて精算の際、電子マネー（以下「マイカ Pay」という）を利用した支払時には、1回のお買い上げ金額 200 円（税抜）につき 1 ポイントが加算されます。

(3) ポイント残高は、レジ精算時のレシートに記載されます。

(4) マイカの提示がない場合は、ポイントの加算を行わないものとします。

(5) 一部ポイント加算の対象とならない商品があります。（商品券、たばこ、図書カード、プリペイドカード、ギフト券、JR 券、切手、印紙等の金券類、送料など当社が指定する商品）

(6) お買い上げ金額の内、「お買物券」ご利用金額分は、ポイント加算対象外となります。

3.ポイントの利用

(1) 累積されたポイントが 500 ポイントになると、当社対象店舗にて利用できる 500 円の「お買物券」を当社店舗のレジにて自動発券するものとします。

(2) ポイントはいかなる場合も、現金に換金できないものとします。

(3) 一部「お買物券」の利用ができない商品があります。（商品券、図書カード、こども商品券、プリペイドカード、ギフト券、切手、印紙等の金券類など当社が指定する商品）

4.「お買物券」

(1) 「お買物券」の有効期限は、発行後 60 日といたします。

(2) 「お買物券」をご利用の際は、釣銭はお渡しできません。また、換金もできません。

(3) 「お買物券」が破損・擦損・焼損・劣化等で、券面の印刷表示が認識できない場合は、当該「お買物券」は無効となるものとします。

5.カード再発行時のポイント

会員がマイカの規約に基づき、カードを再発行した場合は、ポイントは再発行されたカードに引き継がれるものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、第三者にポイント残高を使用した場合など、当社所定の方法にて確認できなかったポイントについては、当社は一切の責任を負わないものとします。

6.権利の喪失

会員がマイカの規約に基づき会員資格を喪失した場合、本規約における会員の権利も、会員資格喪失と同時に喪失するものとします。ただし、発券済の 500 円お買物券の利用についてはこの限りではありません。

7.権利の譲渡などの禁止

会員は、本規約に関する権利を他人に貸与、譲渡または担保提供、または相続させることはできないものとします。

8.ポイントの有効期限

ポイントの最終加算日から 1 年間、1 度もお買い上げによるポイントの加算がない場合、累積されたポイントは自動的に無効となるものとします。

9.ポイントおよび本規約の変更

当社は、当社所定の方法により、会員に対して事前に変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がマイカポイントを利用した時、または告知以後異議なく 1 ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

株式会社マルアイ 電子マネーサービス規約

1.本規約の目的

本規約は、株式会社マルアイ（以下「当社」という）が発行する会員カード（以下「マイカ」という）に付帯する電子マネー（以下「マイカ Pay」という）について規定するものであり、会員がマイカ Pay を利用するにあたり、本規約が適用されるものとします。なお、マイカ Pay に付帯、または、関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて別に定める規約が適用されるものとします。

2.定義

本規約における以下の用語は、次の通り定義するものとします。

(1) マイカ Pay とは、当社が発行したマイカに記録された、金銭的価値を証するものをいいます。

(2) マイカ Pay サービスとは、会員が当社に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の、対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により、マイカにチャージされた電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。

(3) マイカ Pay チャージとは、4.マイカ Pay チャージに定める方法により、会員がマイカに電子マネーを加算することをいいます。

(4) マイカ Pay 残高とは、会員が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

3.不正使用等の禁止

(1) 会員は、マイカにサインされた本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとしします。

(2) 会員は、マイカの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとしします。

4.マイカ Pay チャージ

(1) 会員は、当社所定の場所・方法にて、1,000 円単位でマイカにチャージすることができ、一度のチャージ限度額は、49,000 円以下とするものとしします。

(2) 会員は、1 枚のマイカに対して、マイカ Pay 残高が 10 万円超となるマイカ Pay チャージはできないものとしします。

5.マイカ Pay サービスの利用

(1) 会員は、当社対象店でマイカ Pay サービスを利用して、商品等の購入または提供を受けることができるものとしします。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・JR 券・その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。

(2) 会員が当社直営店でマイカ Pay サービスを利用して、商品等の購入または提供を受ける場合、マイカ Pay 残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとしします。

(3) 会員は、当社直営店において商品等の購入または提供を受け、マイカ Pay サービスを利用し、マイカ Pay 残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により支払うものとしします。その場合、マイカ Pay とその他カードおよび、クレジットの併用はできないものとしします。

(4) 会員が当社直営店において、商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるマイカの枚数は、1 枚に限ります。

(5) 会員は、マイカ Pay サービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるマイカ Pay 残高を照会し、誤りがないことを確認するものとしします。万一誤りがある場合には、その場で当社直営レジに申し出るものとしします。その場で申し出がなされない場合には、会員は当該マイカ Pay 残高について誤りがないことを了承したものとします。

6.マイカ Pay 残高

(1) マイカ Pay 残高は、マイカ Pay サービス利用時のレシート、チャージ機、および本規約末尾に記載のお問合せ窓口にて照会することができるものとしします。

(2) 最後にマイカ Pay サービスを利用した日および最後にマイカ Pay チャージした日については、本規約末尾に記載のお問合せ窓口にて照会することができるものとしします。

(3) 会員は、最後にマイカ Pay サービスを利用した日、または、最後にチャージした日から 5 年を経過した場合、自動的にマイカ Pay 残高はゼロとなり、現金の払い戻しも行われないものとしします。

(4) 会員がマイカの退会、または、会員資格を喪失した時点で、マイカ Pay 残高は失効し、現金の払い戻しは行われないものとします。

7.マイカ Pay 残高の移行

会員は、当社が認めた場合を除き、マイカ Pay 残高を他のマイカに移行することはできないものとします。

8.マイカ Pay サービスの利用ができない場合

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間においてマイカ Pay チャージすること、マイカ Pay サービスを利用すること、ならびにマイカ Pay 残高の照会ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1) 当社がマイカ Pay サービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

(2) マイカの破損、または当社直営店の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。

(3) その他やむを得ない事由のある場合。

9.退会および会員資格の喪失

(1) 会員は、当社所定の方法により、退会することができるものとします。この場合、会員資格が喪失され、マイカ Pay サービスの利用ができなくなります。

(2) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当社は事前の通知催告を要せず、会員によるマイカ Pay の利用を直ちに中止させ、マイカ Pay 残高をゼロにすることができるものとします。

①マイカまたはマイカ Pay を偽造、または、変造もしくは改ざんした場合。

②マイカまたはマイカ Pay を不正に使用・利用した場合。

③申込書等に記載した事項が事実と異なる場合。(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます)

④その他、会員が本規約に違反した場合。

⑤上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

(3) 前項の場合、会員であった者は、当社の指示に従い「マイカ」を返却するものとします。

10.換金等の不可

15.マイカ Pay サービスの終了の場合を除き、マイカ Pay の換金、または、現金の払い戻しはできないものとします。

11.マイカの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

マイカが再発行された場合、本人証明を確認の上、当社所定の方法で照会されたマイカ Pay 残高が、再発行されたマイカに引き継がれるものとします。再発行料は当社所定の発行料を支払うものとします。

1 2.マイカの紛失・盗難等の再発行

(1) 紛失・盗難によりマイカが再発行された場合、当社によるマイカの利用停止措置が完了した時点のマイカ Pay 残高は、再発行されたマイカに引き継がれるものとします。

(2) 会員がマイカの紛失・盗難等を申し出てから、当社による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、マイカ Pay 残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

(3) 会員が紛失・盗難届出時にマイカ Pay 残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したマイカに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

(4) 会員に帰責事由が存する紛失・盗難によるマイカ再発行の場合、当社所定の発行料を支払うものとします。

1 3.紛議

(1) 会員が、マイカ Pay サービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と当社との間で解決するものとします。

(2) 前項の場合においても、会員は当社に対し、マイカ Pay 利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

1 4.規約の変更

当社は、当社所定の方法により、会員に対し事前に変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員が「マイカ」を利用した時、または告知以後異議なく 1 ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。

1 5.マイカ Pay サービスの終了

(1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、マイカ Pay サービスを終了することができるものとします。

- ①社会情勢の変化。
- ②法令の改廃。
- ③その他当社のやむを得ない都合による場合。

(2) 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、マイカ Pay 残高に相当する現金の払い戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから、当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払い戻し請求権を放棄したものとみなされることを、異議なく承諾するものとします。

1 6.制限責任

8.マイカ Pay サービスの利用ができない場合に定める理由およびその他の理由により、会員がマイカ Pay サービスの利用ができないことで、当該会員に生じた損害等について、

当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。なお、当社の故意または重過失がある場合でも、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

17. お問い合わせ窓口

マイカ Pay に関するお問合せは、下記までご連絡ください。

株式会社マルアイ マイカコールセンター（9:00-17:00 受付）

〒675-0003 兵庫県加古川市神野町神野 225 番地 1

TEL 0120-023-301

株式会社マルアイ「マイカ」個人情報の取扱いに関する重要事項

株式会社マルアイ(以下「当社」という)が管理している「マイカ」会員(以下「会員」という)の個人情報の取り扱いについて、本重要事項をよくお読みください。

1. 個人情報の保有

会員はマイカ入会申込書に記入された個人情報のうち、会員の氏名・性別・生年月日・郵便番号・住所・電話番号、および、マイカに印字されているカード番号、および、マイカの契約日・発行日を当社が、保有することに同意するものとします。また、マイカの利用による会員のお買上情報を保有することも同意するものとします。

2. 個人情報の利用

会員は、当社が下記の目的のために前記1. 会員の個人情報を利用することに同意するものとします。

- (1) 会員の落し物や忘れ物の業務に付随するご連絡。
- (2) 市場調査・購買動向調査のマーケティング活動や商品開発。
- (3) 郵送・電話・スマホアプリ・電子メールにより、販売促進・商品情報・生活情報・セール・各種ご優待・アフターサービスについての営業活動のご案内。
- (4) 法令に基づく外部提供の可能性。

3. 個人情報の開示

会員は当社に対して、会員本人に関する個人情報を開示するよう、書面により請求することができるものとします。また開示の請求にあたっては当社の定める方法で、開示請求人が会員本人であることを確認することを予め承認した上で、当社が指定する公的証明書を開示請求書面に添付するものとします。開示の結果、当社が保有している会員の個人情報が、万一、不正確あるいは誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正するものとします。

4. 本重要事項の変更

当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員がマイカを利用したとき、または告知以後異議なく1ヶ月経過した時は、変更内容を承諾したものとします。